提 供 日　2026/11/13
タイトル　竜巻災害からの教訓を確かな支援へ！
県と解体工事業協会が家屋撤去で協定を締結
担　　当　くらし・環境部 環境局廃棄物リサイクル課
連 絡 先　資源循環班
TEL 054-221-3349

Well-Being
幸福度日本一の静岡県

竜巻災害からの教訓を確かな支援へ！
静岡県と一般社団法人解体工事業協会が家屋撤去で協定を締結！

一般社団法人静岡県解体工事業協会（以下「協会」という。）は、昨年９月の台風15号により被害を受けた牧之原市の公費解体業務を請け負うとともに、県からの要請に応じる形で、災害廃棄物の仮置場の運営・管理にも御協力いただきました。

県と協会では、今回の災害への対応から得た教訓を踏まえ、県内において災害が発生した場合の被災市町への支援体制の強化を図るため、「災害時における損壊家屋等の解体・撤去等に関する協定」を締結します。

協定締結後は、県内市町における災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、発災時だけでなく平時の訓練においても相互に協力し、連携の充実を図っていきます。

１　協定締結式

(1)日　時　令和８年11月17日（火）10時00分～10時15分
(2)場　所　静岡県くらし・環境部長室（西館６階）
(3)出席者

協　会	理事長　海野　幸男、副理事長　妻形　慎也、副理事長　髙橋　弓夫、東部支部長　加藤　泰秀
静岡県	くらし・環境部長　杉本　昌一　他

２　協定の内容

協力要請対象事業	損壊家屋等の解体、災害廃棄物の撤去・収集運搬・処分、災害廃棄物の仮置場の運営・管理　他
協力要請の手続	市町及び一部事務組合（以下「被災市町等」という。）からの要請に基づき、県が協会へ協力要請
処理の実施など	協会は協力要請に基づき処理を実施し、県へ実施報告を提出
情報の提供	県は協会へ災害及び復旧に関して情報提供し、協会は県へ協力可能会員を報告
処理費用の負担	被災市町等と協会が協議（原則として有償）
県外支援への協力	県が他の被災都道府県への支援のために協力要請を行った場合も協会は可能な限り協力

３　協会の概要

・設立：昭和63年（法人化 平成21年10月１日）

・事業：解体工事に関する法令、知識の普及及び啓発

地方公共団体との間で締結した災害時応急支援協定に基づく事業

大規模災害時の復旧支援等に関する調査研究及び知識の普及、啓発 等

・会員数（令和８年11月時点）　54社

参催事等の当日取材　・　実施事業等の紹介